

競争ルールの検証に関するWG（第9回）

1 日時 令和2年9月7日（月） 15：30～16：00

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大橋構成員、北構成員、佐藤構成員、関口構成員、西村（暢）
構成員

○オブザーバー

小室公正取引委員会事務局経済取引局調整課長、内藤消費者庁消費者政策課長

○総務省

谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、吉田総合通信基盤
局総務課長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、片桐消費者行政第一課長、
梅村データ通信課長、鈴木番号企画室長、中村料金サービス課企画官、中島料金サー
ビス課課長補佐、田中料金サービス課課長補佐、仲田料金サービス課課長補佐、水井
番号企画室課長補佐

4 議事

【新美主査】 それでは、皆様こんにちは。お忙しいところ本日もお集まりいただきま
して、ありがとうございます。定刻よりも若干前でございますが、ただいまから競争ルー
ルの検証に関するワーキンググループ第9回の会合を開催したいと思います。

本日は、西村真由美構成員が都合のため御欠席という御連絡をいただいております。

本日の会議につきましても、新型コロナの感染状況等の情勢を踏まえまして、ウェブ会
議によって開催させていただきます。

なお、議事に入ります前に、事務局から連絡事項がございますので、説明をお願いした
いと思います。それでは、よろしく申し上げます。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局です。本日も一般傍聴につきましては、ウェ
ブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、発言に
当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。

また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにしてい
たいただきますようお願いいたします。

また、討議において発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名していただく方式で進めさせていただきます。なお、チャット欄は、構成員の皆様からは御覧いただけますが、傍聴者には御覧いただけませんので御留意ください。

発言する際には、マイクをオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、オフに戻してください。音声がつながらなくなった場合などにも御活用いただければと思います。

本日の会議資料につきましては、議事次第のとおりでございます。今回の資料には、構成員限りの情報は含まれておりませんが、これまでの資料に含まれていました数値等については、水準感も含め、会議中・会議後を問わず、言及は控えていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと存じます。本日は、前回の会合におきまして、MNPに関する事項、及び報告書骨子（案）について御議論をいただいたところでございます。その内容を踏まえまして、事務局に報告書（案）を作成していただいておりますので、こちらについて御説明をいただいた後、意見交換を行いたいと考えております。

それでは、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。まず、前回の骨子（案）から変更したところを中心に説明をいたしたいと思っております。

まず表紙になりますけれども、題名のほうが「競争ルールの検証に関する報告書2020（案）」ということでお示ししているところでございます。

続きまして、全体的なところでございますが、前回の骨子から新たに加わったところといたしまして、1ページ目、「第1章 はじめに」と、141ページ目、「第5章 今後に向けて」、こちらのほうが骨子から新たに付け加わったところでございます。

「はじめに」につきましては、第1パラグラフにおいて、電気通信事業法の規律の下に、これまで総務省が行ってきた各種政策について取組を紹介しているところでございます。

2パラ目につきましては、モバイル市場における現状について御説明をしているところでございます。

3パラにおきましては、このような課題に対応するために、モバイル市場の競争環境に関する研究会で取りまとめられた緊急提言、こういったところを踏まえまして、昨年の3

月、第198回国会において、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの禁止等を内容とする事業法の改正法案を提出し、昨年5月17日に公布されて、10月から施行されているといった内容を記載させていただいているところでございます。

その次のパラグラフになりますが、昨年8月に公表された「基本的な考え方」に基づきまして、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて、市場検証会議の下で、市場検証に関する取組の一環として評価・検証を実施するため本ワーキングを開催するといったところでございます。

2ページ目の44行目になりますけれども、具体的に、本ワーキングにおいて評価・分析及び課題に関し、次の内容について検討を行ってまいりました。

評価・検証につきましては、通信市場の動向や端末市場の動向について、市場全体の動きや競争環境の動向などに着目し、評価・検証を行いました。また、改正法の規律への対応状況や、運用・執行の状況について確認を行ったところでございます。

次のパラグラフ、MNPに関する事項につきましては、MNPの利用者にとってより使いやすいものとする等を目指し、過度な引き止め行為の禁止、MNP手数料の見直し等の課題について検討を行ってきたところでございます。

その次のパラグラフ、その他モバイル事項に関しましては、改正法施行後も残っていますモバイル市場におけるスイッチングコスト、頭金の表示に関する課題等について検討を行いました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴う取組について、今後の課題について検討を行ったところでございます。

その下の固定通信市場に関する事項につきましては、事業者乗換え時のスイッチングコストや過度なキャッシュバック、そのような課題等について、モバイル市場との関係も踏まえつつ検討を行ったといったところでございます。

それでは、本文の内容につきまして、修正点を中心に御説明させていただきます。

27ページ目の647行目になります。こちらは前回、構成員の方からの御指摘を踏まえまして、海外の一部の事業者においては、端末購入時から一定期間経過後に自動的にSIMロックを解除する取組があるといった御指摘を踏まえまして、現状の国内の取組につきまして記載をしているところでございます。

それに関連いたしまして、下のほうになりますが、脚注を追加しているところでございます。

続きまして、31ページ目、32ページ目を御覧ください。前回のワーキングにおいて、構成員の方からいただきました御意見を追記したところでございます。

33ページ目を御覧ください。こちらも前回、第8回会合でいただきました構成員の方の御意見を追記しているところでございます。

「事業者等の意見」のところの米国のベライゾン社につきましては、前回はその他モバイルのほうに入っておりましたが、こちらのほうに移動して記載をさせていただいているところでございます。

続きまして、35ページを御覧ください。通信料金の水準に関してなんですけれども、前回のワーキングにおいて構成員の方々から、こちらの案件につきましてはこのワーキングで出た話ではなく、これまでもこのような問を題はあったというご意見を踏まえまして、「これまでも」という文言を付け加えまして、内容を微修正させていただいているところでございます。

続きまして、39ページを御覧ください。ここは特に青枠等を付していませんけれども、前回のワーキングにおきましては、こちらの表は、40ページの表と同じように数値を示した表であったんですけれども、前後の文脈から、視覚的に訴えたほうが見やすいということを考えまして、グラフ化した表とさせていただいているところでございます。

続きまして、45ページを御覧ください。1,086行目ですけれども、こちらにつきましても、前回のワーキングにおいて、構成員の方々から御意見をいただきましたので、追記させていただきました。

それを踏まえまして、45ページ、1,097行目でありますけれども、「対応の方向性」ということで、各事業者による周知が改正法施行前後と比較して低調になってきているといった指摘をこちらに付け加えさせていただいております。

併せて46ページ目、1,101行目になっておりますけれども、総務省において、さらなる事業者に対しての周知をしていく必要があるといったところを付け加えさせていただいたところでございます。

MNPの部分に関しましては、別途説明するといたしまして、その他モバイルに関する事項のところの説明をさせていただきたいと思っております。

103ページ目の2,956行目を御覧ください。こちらも前回のワーキングにおいて、頭金問題について、構成員の方から意見があったところで追記させていただいているところでございます。

107ページ目、3,081行目を御覧ください。先ほどの構成員の方の御意見を踏まえまして、総務省においても、利用者に対する適切な周知を行うといったことをこちらに記載させていただいているところでございます。

続きまして、126ページを御覧ください。固定通信市場の関係のところになりますけれども、3,477行目と3,498行目になりますけれども、こちらも前回のワーキングにおいて、構成員の方々からいただいた御意見を追記しているところでございます。

133ページ目、3,718行目を御覧ください。こちらにつきましても、構成員の方々から前回ワーキングでいただいた御意見を追記させていただいております。

136ページ、3,836行目ですけれども、こちらは、柱書につきまして、前回から分かりやすくということで変更をしているところでございます。

最後、「第5章 今後に向けて」になりますけれども、こちらにつきましては、1パラ目は、この改正法に向けた措置につきましては、今回、初回の評価・検証を行いました、まず取りまとめを行い、喫緊の課題として考えられる事項について検討を行ったといったところを記載しております。併せて、関係者におきましては、報告書に盛り込まれた事項について、必要な取組を早急に実施することを期待するといったことを記載させていただいているところでございます。

2パラ目につきましては、本WGでは、毎年、評価・検証を行うといったことになっておりますので、改正法の規律への対応状況や、運用・執行状況についても継続的に確認していくといったことを記載させていただいているところでございます。

最後になりますけれども、その際、関係者におかれましては、本報告書に記載された内容につきまして、引き続き取組を進めていくといったことを書かせていただいているところでございます。

MNP以外の部分につきましては、以上でございます。

【水井番号企画室課長補佐】 それでは、引き続きまして、MNPの部分につきまして説明をさせていただきます。事務局の番号企画室でございます。

ナンバーポータビリティの説明は、47ページから始まっております。

具体的には、まず51ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは、MNPの枠組みの部分でございますが、第8回ワーキンググループでいただいた構成員からの御意見を記載させていただいております。

次に、59ページを御覧ください。こちらは、MNP予約番号取得までの所要時間の部

分でございます。こちらは「対応の方向性」に、事業者間でその程度に著しい差がある場合には競争中立的とも言い難いと追記をさせていただきました。これは前回、第8回ワーキンググループで、競争中立という言葉が入っている観点と、入っていない観点とがあるので精査をしてはどうかというような構成員からのコメントをいただいたことを受けての対応でございます。

続きまして、60ページを御覧ください。こちらは、過度の引き止めに関する構成員からの意見を記載させていただきました。

続きまして、62ページから63ページにかけましても、こちらも第8回ワーキンググループでの構成員からの御意見を記載させていただいたものでございます。

続きまして、69ページを御覧ください。過度の引き止めの部分で構成員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、「対応の方向性」にこのように記載させていただいております。1,840行目からでございます。「また、上記の引き止めルールの運用に当たっては、構成員から多くの指摘があるとおり、MNP利用者が明確な意思表示を行った時点（その前段で利用者が意向を有していると判断できる時点を含む。）が明確でない場合、当該ルールの適切な運用が確保できないことが懸念される。このため、総務省においては、各事業者が行うMNP手続が引き止めルールに基づき適切に行われるよう、具体的な対応の手順等の整理を行うことが求められる」と記載させていただきました。

続きまして、72ページを御覧ください。こちらは、転入時に求められるMNP予約番号の有効期間の長さでございます。構成員の御意見として、第8回ワーキンググループの御意見を記載させていただきました。

続きまして、75ページを御覧ください。こちらは同じ部分の「対応の方向性」部分でございます。上段は、「事業者間でその程度に著しい差がある場合には競争中立的とも言い難い」ということを、構成員の意見を踏まえまして精査し、記載させていただきました。

また、2,045行目からですが、「ただし、当該有効期間の設定が合理的なものであると利用者が理解できるよう、事業者は表示方法や運用方法を工夫することが必要である」と記載をさせていただきました。

続きまして、78ページを御覧ください。こちらは、利用者負担料金に関する構成員からの御意見のうち、第8回会合で出た御意見をブルーで記載させていただいております。78ページから79ページにかけて、第8回の構成員の意見を記載させていただきました。

ナンバーポータビリティ部分の説明は、以上でございます。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局から説明は、以上でございます。

【新美主査】 御説明ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、構成員の皆様から御質問、御意見をいただきたいと思います。発言を希望される方は、チャットを見て合図していただけたら幸いです。よろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。前回までの御議論を詳細に取り上げて報告書（案）の中に入れていただいているかと思いますが、発言の趣旨、もう少し違うんだとかニュアンスはこうだというところを含めて御発言いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【北構成員】 野村総研の北です。

【新美主査】 どうぞ北構成員、発言をお願いします。

【北構成員】 前回かなりいろいろ発言させていただきまして、それをほぼ全て反映していただいておりますので、本日は特に意見はございません。

【新美主査】 ありがとうございます。私も事前に読ませていただきましたけれども、皆さんの御意見を非常に丁寧にフォローしてくださっていると思いますので、発言の趣旨がちよっとでもぶれていると申し訳ありませんので、改めて御発言、御意見をということでございますが。ほかにどうぞ、発言ございましたらよろしくお願いいたします。

特にございませんか。それでは、西村構成員、どうぞよろしくお願いいたします。

【西村（暢）構成員】 ありがとうございます。中央大学の西村でございます。

今回、取りまとめていただき、ありがとうございました。前回私が発言しました点も、詳細な検討がなされた上での反映がなされたものと思っておりますが、1点、あくまでも私個人の確認ということで、事務局の方に返答していただくようなことではないかと思いますが、発言させていただければと思います。

前回私が発言いたしましたのは、競争中立的というような概念、これが入っている場所と入っていない場所、そういったものをもう一度精査すべきではないかというようなものでございました。それで今回、複数箇所におきまして共通した「競争中立的」という文言が入ったかと思われます。

しかしながら、特にMNPに関しましては公平一律な規律というものを目指すのであるとするならば、競争中立的規律の必要性、または競争中立的な状況を目指した規律の導入という理解、こういうような理解で正しいのかなと考えておりますし、今後、毎年検証等を行う際にも、それから、このようにMNPの利用者料金についても提言をするというこ

とであれば、前回、大橋構成員からも御指摘のありましたとおり、骨太な議論というものが今後も望まれるかと思えます。

以上でございます。失礼いたします。

【新美主査】 ありがとうございます。ある意味で、西村構成員がおっしゃるのは、総論的なところで少しそういった点を表現できたらというような御趣旨かと思えますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

【西村（暢）構成員】 今から書き加えるというよりも。

【新美主査】 そうではなくて、今後の方針としてはそういう理解でいいかということ。

【西村（暢）構成員】 そういう方針ということでございます。

【新美主査】 ありがとうございます。何かこの点について事務局から御発言ございますか。

【水井番号企画室課長補佐】 事務局でございます。番号企画室でございます。

先生からコメントをいただきました、まさに競争中立的な規律の必要性だとか、そういった点が大事だという点については、事務局もそのとおりだと思っておりますので、いわゆる骨太な議論をしていきまして、適宜、状況を注視しつつやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【新美主査】 ありがとうございます。そのほか、御発言、御希望の方はどうぞ、合図をしていただけたらと思えます。

いかがでしょうか。今の関連、あるいは全く別でもいいですが、大橋構成員、何か御発言ございますか。

【大橋構成員】 ありがとうございます。特段、付け加える点がないという意味で、発言希望のチャットは入れてなかったんですけども、今回、事務局には非常に丁寧に、また、200ページに上るレポートをまとめていただいて、本当に感謝をしている次第です。

先ほど西村構成員からもありましたけど、MNPに関しても、大きな方向性を示していただいたところも大変感謝をしています。

固定も含めて、議論は今後も続けていかなきゃいけないのかなと思っておりますので、ぜひ引き続き、精力的に御検討いただければなというふうに思っていますし、また、そのサポートができればうれしく思っています。

ありがとうございます。

【新美主査】 どうも大変ありがとうございます。突然振って申し訳ありませんでした。

ほかに御発言ございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

いかがでしょうか。相田構成員いかがですか、御発言何かありましたら。

【相田主査代理】 今回、MNPに関してかなりコストの分析ということをしていただいて、方向性を示していただいたということで、本当に事務局の努力に敬意を表したいと思えます。全体を通じまして、皆様からいただいた意見をよく整理、まとめられているかなと思えます。

以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。長田構成員と大谷構成員は、遅れていらっしゃる方もいるということなのですが、その前に議論が終わっちゃったら、これも終了ということでもよろしいのでしょうか。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局です。大谷先生と長田先生は、議論がもし早く終了してしまったら、終わってもいいという話は聞いておりますので問題ございません。

【新美主査】 分かりました。無理やり延ばすつもりではなくて、せっかくこういう御希望があったから少しでも思っただけです。

以上、重要な御意見をいただきましたが、何か御発言いただけたらということをお願いしますが、なければ、十分御議論いただいたということで閉じさせていただく方向に行きたいと思いますが、いかがでしょうか。特にこの際ということであれば、御発言いただきたいと思えます。

特にございませんでしょうか。

それでは、この報告書（案）、先生方の御発言を非常に丁寧にフォローしていただいているという御評価もいただきましたし、十分な議論をこれまでしていただいたと思えますので、本日はこの辺りで意見交換を終了ということにさせていただけたらと思えます。

報告書（案）につきましては、今後パブコメにかけまして、そこで提出された意見を踏まえまして最終的に取りまとめるということにしたいと存じます。本日いただいた御意見を踏まえた上で、パブリックコメントにかける報告書（案）の内容については、主査である私に御一任いただけるということで御了解をいただきたいと思えますが、御異議はございませんでしょうか。

（構成員了承）

【新美主査】 異議がなければ、そのように扱いたいと思えます。

それでは、どうもありがとうございました。パブリックコメントにかける報告書（案）

の作成に向けて、事務局と協力してまいりたいと思いますので、よろしく御了承いただきたいと思ひます。どうも皆さん、異議なしの賛成、ありがとうございます。

それでは、事務局から連絡事項があればお願いいたします。

【中島料金サービス課課長補佐】 事務局です。先ほど新美主査からも発言がありましたように、報告書（案）につきましては、準備が整い次第、パブリックコメントを行わせていただきます。

次回以降の会合につきましては、調整の上、事務局から御連絡いたします。

事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。本日は、皆様に時間をたっぷり取っていただいておりますが、非常に効率的な御議論をいただきました。

本日は、これにて閉会をさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

以上